

別紙 2 の 2

奈良県知事の定める業務

区 分	主 な 職 種
介護福祉士	<p>①（児童福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児入所施設、児童発達支援センター、において入所者の保護に直接従事する保育士等の職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。） <p>②（身体障害者福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設、障害者福祉サービス等事業所、授産施設、短期入所事業を行う施設、福祉ホーム、心身障害者福祉協会法に規定する福祉施設及び隣保館等の身体障害者デイサービス事業を行う施設職員のうち、主たる業務が介護等である者 <p>③（生活保護法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設、更生施設の寮母等 <p>④（老人福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設の介護職員、寮母等 ・ 軽費老人ホーム、有料老人ホームの主たる業務が介護等の業務である者 <p>⑤ 身体障害者ホームヘルパー（ガイドヘルパー含む）、老人ホームヘルパー、心身障害児ホームヘルパー</p> <p>⑥（知的障害者福祉法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設、授産施設職員のうち、主たる業務が介護等である者 <p>⑦（老人福祉法・介護保険法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設その他の施設であって、障害により日常生活を営むのに支障のある者が入所している施設において、主として介護の業務に従事する者 <p>⑧（介護保険法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設の介護支援専門員、及び指定居宅介護支援事業、特定施設入所者生活介護事業、訪問介護事業に従事する介護支援専門員 ・ 指定訪問介護の訪問介護員

区 分	主 な 職 種
介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定通所介護又は指定短期入所生活介護を行う施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設を除く）の介護職員 ・ 指定訪問入浴介護の介護職員 ・ 指定痴呆対応型共同生活介護の介護従事者 ・ 指定通所リハビリテーション又は指定短期入所療養介護を行う施設の介護職員 ・ 介護老人保健施設の主たる業務が介護等である者 ・ 指定介護療養型医療施設の療養型病床群等の病床により構成される病棟又は診療所の介護職員等の主たる業務が介護等である者 <p>⑨（医療法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 療養型病床群の病床により構成される病棟において看護補助業務に従事する者のうち、主たる業務が介護等である者 <p>⑩（老人保健法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護力強化病棟において看護補助業務に従事する者のうち、主たる業務が介護等である者 <p>⑪ ハンセン病療養所の介護職員等の主たる業務が介護等である者</p> <p>⑫ 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、主たる業務が介護等である者</p> <p>⑬（職業安定法施行規則関係）家政婦のうち、主たる業務が介護等である者</p> <p>⑭（労働者災害補償保険法関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同法に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員